

事業者カードローン当座貸越根保証 融・5

平成26年12月16日現在

商 品 名 (愛 称)	事業者カードローン当座貸越根保証
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・業歴3年以上の個人事業者または法人。 ・群馬県信用保証協会の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 <ul style="list-style-type: none"> ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資金
融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・極度額2,000万円以内
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2年(期間終了時、群馬県信用保証協会への更新申請が必要です)
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型 ご利用金利は「長期プライムレート+2.0%」以下とします。 ご融資後の利率につきましては、年1回の利率の見直しとなります(4月1日現在の長期プライムレートを基準といたします)。
利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高に対し、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時弁済方式とさせていただきます。
利息の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日に指定口座からの振替徴求方式とさせていただきます。
担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、無担保といたします。
保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人・・・法人代表者(実質経営者) ・個人・・・原則、不要といたします。 ただし、保証協会の保証条件により必要となる場合があります。
手 数 料 ・ 保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・カード発行手数料1,080円(税込み)をいただきます。 ・群馬県信用保証協会に所定の保証料をお支払いいただきます。ただし、ご契約極度額及び保証協会利用額により保証料は異なります。 ・保証料の詳細は、取扱店窓口にお問合わせ下さい。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517 - 5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該カードローンは、当金庫及び他の信用金庫・ゆうちょ銀行のATM（現金自動受払機）でご利用いただけます。 また、個人事業者の方は銀行、信用組合、JA、労金の提携金融機関ATM（現金自動受払機）でもご利用になれます。 ・審査の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ・現在の融資利率につきましては、取扱窓口にお問合わせください。

北 群 馬 信 用 金 庫